

大台町公共浄化槽の整備に関する重要事項確認書

(対象物件)

- 専用住宅又は兼用住宅（住宅の用に供する面積が2分の1以上）に対して合併浄化槽を設置します。店舗や旅館等は対象外とします。

(人槽)

- 専用住宅又は兼用住宅に設置する合併浄化槽の人槽は10人槽までとし、10人槽を超えるものについては対象外とします。

(工事の範囲)

- 町が行う工事の範囲は以下のとおりとし、既設浄化槽の撤去・汲取り、その他の必要な工事の費用は貴方の負担において行う必要があります。

- (1) 10人槽以下の合併浄化槽本体工事費（付帯設備を含む）
- (2) 合併浄化槽への流入配管（延長は最大1メートル）
- (3) 合併浄化槽からの排出配管（延長は最大30メートル）

※付帯設備とはマンホールポンプ設備・地下浸透装置の事を言う。

(設置場所の条件及び工事個人負担)

- 合併浄化槽の設置場所は、コンクリート等の打設されていない平坦な箇所で、申請建物から1メートル以上離れ、合併浄化槽設置に係る掘削幅が十分に確保できる場所で、当該工事にかかる費用が最も安価、かつ容易に工事できる場所であることが条件となります。

	標準仕様	駐車場仕様
5人槽	縦×横 3.2m×2.2m	縦×横 3.7m×2.8m
7人槽	縦×横 3.5m×2.3m	縦×横 3.9m×2.9m
10人槽	縦×横 4.2m×2.5m	縦×横 4.6m×3.1m

※ポンプ槽を設置する場合は2m×2m程度の掘削幅が追加で必要となります。

- 町が行う工事の範囲で実施する、合併浄化槽設置工事の支障となる構造物及び植木や庭石等については、貴方の負担において撤去・移設・復旧を行う必要があります。
- 合併浄化槽の設置場所への工事車両の乗り入れについては上空に障害物等の無い箇所とし、2メートル以上の幅員を確保していただく必要があります。乗り入れが確

保できない場合は貴方の負担において乗り入れを確保していただく必要があります。

- 合併浄化槽に接続する宅内排水設備の工事は、貴方の負担において行う必要があります、宅内排水設備工事は別紙の大台町下水道排水設備指定工事店が行わなければいけません。
- 合併浄化槽設置工事の際に埋設されている水道管等を破損した場合、その修理は貴方と施工業者の負担で行わなければいけません。
- 合併処理浄化槽の設置場所については、申請書に記載のある設置場所とする。

(合併浄化槽への接続)

- 合併浄化槽と宅内排水設備との接続は、合併浄化槽設置後、改築なら3ヶ月、新築なら6か月以内に行わなければいけません。

(分担金)

- 町が合併浄化槽を整備するにあたり、貴方に154,200円の分担金がかかります。
- 分担金については、合併浄化槽整備後から使用開始までに納めていただく必要があります。
- 合併浄化槽整備に係る本体工事費（付帯設備を含む）が下表の標準工事費を上回ったときは、上回った工事費の1/2が追加分担金として別途かかります。

人槽区分	標準工事費
5人槽	1,500,000円
7人槽	1,800,000円
10人槽	2,300,000円

- 合併浄化槽からの排出配管の延長が町で行う工事の範囲（30メートル）を上回ったときは、上回った工事費の全部が追加分担金として別途かかります。

(使用開始・休止・廃止・変更)

- 合併浄化槽の使用を開始するときは、あらかじめその旨を町長に届ける必要があります。また、休止、廃止若しくは現に休止している使用を再開しようとするときも、その旨を町長に届ける必要があります。
- 合併浄化槽の休止、廃止にあたっては、水道の閉栓と併せて行わなければいけません。
- 合併浄化槽の使用の変更をするにあたっては、その旨を町長に届ける必要があります。

(使用料)

- 合併浄化槽の使用を開始したときから、貴方は表 1 の使用料を支払わなければいけません。

表 1

人 数	使用料 (税込)
1 人から 5 人まで (基本料)	3,960 円
5 人から 1 人増すごとに (超過料金)	550 円

※下表のとおり料金が改定されますのでご承知おきください。

表 2

期 間	基本料 (1 人から 5 人まで) ※プロア電気代控除後の金額
令和 9 年 4 月分～令和 10 年 3 月分	4,510 円
令和 10 年 4 月分～令和 11 年 3 月分	5,060 円
令和 11 年 4 月分～令和 12 年 3 月分	5,610 円
令和 12 年 4 月分～	6,160 円

※超過料金の算定に変更はありません。

※令和 8 年 4 月分より、従来まとめてお支払いしていたプロア電気代 (990 円/月) は、月々の使用料から控除して請求しています。

(維持管理)

- 浄化槽法で定める検査及び保守点検業務、清掃業務は町の負担において実施します。
(浄化槽の清掃には、町水道を使用します。なお、清掃にかかる水道料金は貴方の負担となります。)
- 浄化槽法で定める検査・保守点検業務・清掃業務については敷地内（浄化槽周辺）にて実施します、敷地内への立ち入り及び各業務についてはこれを拒むことはできません。

(電気料金)

- 合併浄化槽の使用に関するブロワの電気料金は町が負担し、その負担額は毎年度4月に月額を決定したのち、月1,000円以内で貴方に支払います。ただし、ポンプ槽の電気料金は貴方の負担となります。
※使用料に未納がある場合はこの限りではありません。
- 令和8年度より、お支払方法は、月々の使用料からの控除といたします。

(その他)

- 合併浄化槽及び付帯設備を損傷したときは、その修理に要する経費の全額を負担しなければいけません。
- 町が設置した合併浄化槽（付帯設備を含む）を貴方の都合により移設又は撤去する場合、町長に協議を行い、承諾を得る必要があります。なお、移設又は撤去にかかる費用のすべてを貴方が負担しなければいけません。
- 合併浄化槽から排水放流先への放流管の勾配については1/100以上とし、放流管の接続箇所は排水上有効な箇所とします。なお、勾配の確保が困難な場合は付帯設備としてポンプ槽を設置するものとします。
- 合併浄化槽のブロワの設置位置については浄化槽から概ね10m程度の範囲に設置するものとします。
- 合併浄化槽設置に関して建物との十分な離隔を確保しないまま工事を実施した場合に発生した施工中・施工後・合併浄化槽の稼働に起因する建物・住環境への被害については、如何なる場合においても大台町及び施工業者は一切の責任を負いかねます。

私は、令和 年 月 日に申請した公共浄化槽設置申請に係る上記の重要
事項について確認し同意いたします。

令和 年 月 日

大台町長様

住所 _____

氏名 _____